



峠のふくろう通信

大晦日

衣服の色合いや陽射しの変化に季節の移ろいを感じられます。

創業・経営革新

TKC東京中央会主催の「創業・経営革新フェア」には、多くの皆様のご参加を頂きありがとうございました。これまで、TKC会員とその事務所職員に対する研修の場として開催していた「秋期大学」を、中小企業経営者に向けて情報発信することで、“元気付け・支援していこう”という趣旨から、今回のフェアが企画されました。延べ3500人を超える方々のご参加をいただき盛り上がったフェアになりました。実行委員の一人として、あらためてお礼申し上げます。

「日本経済の現状と展望」と題する講演において、植草一秀野村総研主席エコノミストは、「誤った歴史認識が誤った政策判断を生む」として、健全な経済成長確保を優先する政策の必要性を力説されました。

その意味するところは、「内需主導の景気回復政策」が唯一の経済再生の方策であって、「景気回復に全力で取り組む方針」をアナウンスし、財政政策運営を緊縮から中立に修正する。デフレからの脱却を図る政策をすすめることで、深刻な不況による倒産や不良債権の拡大を防ぎ、好況を背景にした構造改革実践のシナリオが生まれ、日本経済はよみがえるというものでした。

このフェアを契機に、経営者の皆様方が経営革新の必要性を実感され、あるいは、新たな創業意欲を喚起することが出来たとしたら、今回の企画は意義在るものであったと思います。

税制改正大綱

12月13日に自民党の平成15年度税制改正大綱が決定しました。同大綱は、その基本的考え方をデフレ不況から来る困難に税制面で応えることとし、市場活性化を目指した金融・証券税制の思い切った軽減・簡素化、土地有効活用を促進する登録免許税等の大幅な見直し、相続税と贈与税の一体化と軽減による貯蓄資産の流動化等の措置を講じることとしています。

この大綱をベースに来春の通常国会に改正法案が提出され審議がスタートします。税制改正が景気回復政策としての機能を果たすのか、税制改正の動向には今後も注目して行きたいと思います。詳細については、次号以降の紙面で採り上げてまいります。(次頁へ→)



ハイライト:

- 山下事務所は新しい風が！
夏に入学した下見の記事に加え、新人、高橋の紹介も載せてあります。

目次:

大晦日	1
コミュニケーションの重要性	3
医療費だけではない！ 社会保険料も変わります	4
変わる証券税制	6
ふるさと余話 三軒茶屋 編	9
職人の仕事 関河合木工 編	11
都市の夜景 第9回	13

黒字企業割合

国内における産業構造の空洞化が急激に進んでいます。身近なところで中国進出の話題や相談を受ける機会も増えてきました。家電製品に見られるように、グローバルなコスト競争の波に押されて、多くの業種でその生産拠点が中国市場にシフトしています。日本経済を支えていた生産技術の優位性や製品の高品質性といった、国内産業の競争力も失われつつあります。

先ごろ国税庁が発表した平成13年度の黒字企業割合は30.9%で、前年度に比べて0.2ポイント減少となっていました。中小企業の実態は発表された数値以上に悪化しているように感じられます。

しかし、いつまでも手を拱いている訳にはまりません。黒字決算へ向けての対応が必要です。企業が存続し、発展するための必要で十分な条件は、経営革新（イノベーション）にあると言われています。経営革新のための適切な「経営戦略」が不可欠です。売上高の継続的な実現で「市場競争」に勝ち、適正利潤の継続的な実現で、健全な「経営体質」を作る必要があります。

経営改善計画書

今一番の懸念材料は、日々の資金繰りだと思えます。金融機関は各企業の格付け評価を行っていて、財務体質の優良な顧客以外の企業は新規融資に応じてもらえる状況にありません。「貸出金利率の大幅な引き上げを打診された。」「経営改善計画書の提出を求められた。」といった企業も多くなってきました。経済の落ち込み・冷え込みは深刻さを増していて、日本経済は相当逼迫した状況にあると感じています。

金融検査マニュアルが厳然として存在している以上、中小企業においても、それぞれの企業の財務体質の改善によって債務者区分のランクアップを図る努力を続けなければなりません。TKC会計人は経営革新支援の一環として、「経営改善計画書」作成のお手伝いを行っています。お声を掛けてください。

デフレ経済からの脱却が出来ない現状ではあっても、私たちは勝ち組に入っていないければなりません。いまこそ、企業風土の中に「自分自身の生活基盤（糧）は、それぞれの仕事を通じて、自らの力で築き上げていく」という気概を醸成し、全社一丸で業績の向上、経営革新に取り組む時だと思えます。

黒猫の

すでにお気づきかとは存じますが、山下事務所でも経費節減のために試算表などの書類を配送する際、メール便を利用しております。

郵便受けなどに配達されることにはわかりありませんが、切手ではなくメール便のシールが貼られているのでおわかりかと思えます。

メール便の場合、500gまで160円。

郵便だとぶ厚い試算表を入れるとすぐに320円になってしまうことを思うと、大幅なコスト削減になります。

また、インターネットがかなり普及してまいりましたので、メールで発送したというお知らせを通知し、ヤマト運輸のホームページにアクセスして、発送番号を入力すると配達状況が一目でわかるといった、普通郵便にはないサービスを受けることもできます。

ある人が「今まで120円で送付出来ていたものは損じゃないか」などとおっしゃいましたが、はいそれはそれで今でも切手を貼って出しています。

普段はメール便、軽いものは郵便、大事なものは書留、急ぐものは宅急便と実に便利な世の中になりました。



コミュニケーションの重要性

先日の「創業・経営革新フェア」の中で、コーチ・トゥエンティワンの伊藤社長の講演は、大変参考になりました。私たちの仕事の中で最も重要なファクターの1つが経営者とのコミュニケーションです。月次の仕上がりや決算、予算、利益計画、資金繰り、銀行対策など様々なステュエーションで経営者の方々とお話をする機会がありますが、どれほどの成果をあげているかと問われれば自信がありません。

日産の再生を成し遂げたカルロス・ゴーン社長は、瀕死の日産をいかに変えたのかとのインタビューに、社内のコミュニケーションを重視し、社内対話を徹底したことだと答えています。まず、第一に危機感を確立するため、妥協なき事実を具体的な数値で社内に表示すること。次に、自分の考え（意思決定）を正直にわかりやすく伝えること。最後に、聞く耳を持ち、実行することだそうです。

現実にコミュニケーションすることは、やさしいことではありません。民族や宗教が絡むと問題はとてつもなく複雑です。隣国では、戦後50年を経て南北統一に向け動きだしたばかりです。拉致問題の解決を条件に北朝鮮との国交正常化への第一歩を踏み出そうとしているわが国は、真にコミュ

ニケーションできるのか。拉致家族との対話を軽視するという失態を演じた外務省に北朝鮮との外交交渉がまともにできるのか疑問視されるのも頷けます。また、パレスチナ問題は、数千年の歴史を刻んでも、いまだ解決に至っていません。

話を身近なところに戻しましょう。コミュニケーションとは手段であり目標に向けての実行が伴ってはじめて意味があります。対話して、相手を動かすこと、気付かせること、意思の疎通をはかること、また、自らも行動することです。経済不況の真っ只中で、企業はその生き残りをかけて熾烈な戦いを余儀なくされています。成否の鍵は、ゴーン社長の言うように社内のコミュニケーションにあるようです。

デール・カーネギーの名著「人を動かす」で、どうしたら相手を動かすことができるのかを説いています。カーネギーの人を変える9原則は、①まず相手をほめる、②遠まわしに注意する、③自分の過ちを話す、④命令をしない、⑤顔をつぶさない、⑥わずかなことでもほめる、⑦期待をかける、⑧激励する、⑨喜んで協力させることです。成功している企業の経営者は、同じような手法を使って社内体制を充実させているのではないのでしょうか。
(ねもと)

聞く耳を持ち、実行することだそうです。



東北新幹線にはやて誕生 その①

八戸開業にともなって東北新幹線に「はやて」が新たに誕生しました。

これにあわせてJR東日本がダイヤの画一化を図ったため、毎時の発時刻などが統一されたかわりに、この「はやて」と「こまち」が全車指定席になり、突然行って自由席に飛び込むというワザは使えなくなりました。また、上野・大宮のみ停車していた速達タイプのやまびこがなくなったため所要時間がかかるようになりました。(6ページへ続く)

医療費負担だけではない！ 来年4月から社会保険料も変わります！

来春より社会保険加入者の医療費自己負担が3割に上がり、国民健康保険と同様の負担割合となることは、新聞TV等でも大きく取り沙汰されました。しかし、こうした個人の負担のみならず、企業にとっても健康保険・厚生年金に係る改正は大きな負担増が予想されるものです。

Q. 改正のポイントは？

- A.** 現行の健康保険や厚生年金の保険料は毎月の給料（標準報酬月額）に保険料率を乗じて計算され、労使折半で負担しています。賞与については特別保険料としてほんの1%程度が徴収されているに過ぎず、同じ年収でも保険料率の低い賞与の比重を大きくすることによって、保険料負担を低く抑えることも可能でした。
- 今回の改正はここにメスが入ったもので、保険料を月給ベースではなく年収ベースで徴収しようというものであり、総報酬制（毎月の給与も賞与も全て同じ負担料率とし、年収が同じ人には同じだけの負担を課すもの）となります。賞与時の保険料負担額が増えた場合、手取額がそれだけ減少するため、ローン等のボーナス返済額なども見直しておく必要がでてくるケースもあるでしょう。

賞与時の保険料負担額が増えた場合…



Q. 負担する保険料はどう変わる？

- A.** 保険料率は下記のように変わります（保険料率を労使折半します）。

	区分	現行		改正後	
		保険料率	上限及び下限	保険料率	上限及び下限
政府管掌 健康保険	給与	8.5%	上限：980千円 下限：98千円	8.2%	上限：980千円 下限：98千円
	賞与	1.0%	上限・下限なし		上限・1,000千円
厚生年金	給与	17.35%	上限：620千円 下限：98千円	13.58%	上限：620千円 下限：98千円
	賞与	1.0%	上限・下限なし		上限・1,000千円

改正後の保険料率は健保・年金各々平均賞与支給割合より計算されており、健康保険は賞与の額が月給の0.5ヶ月、厚生年金は賞与が月給の3.6ヶ月を超えると現行より負担が増えることになっています。

なお、現行では賞与は将来受取れる年金額に反映しないものでしたが、改正後は賞与額も年金額に反映される形になります。

（次頁へ→）



新米お爺ちゃん、マゴマゴ??

株式会社音楽工房の鷹松社長。

年齢は山下と一緒にですが、このたびはふたりのお嬢さんがそれぞれ女の子、女の子を出産されて、いきなりふたりの孫の「お爺ちゃん」になってしまいました。



涼ちゃん



康之助くん

Q. 年間の保険料負担はどの位変わるの？

A. 今回の改正により社会保険料負担が増えるのか減るのかは、年収に占める賞与の割合によって異なります。

《年収540万円のAさんとBさんの保険料負担比較》

Aさん（月給30万円、賞与年間180万円・・・賞与が月給の6か月分）

- ・現行 $\{30万円 \times (8.5\% + 17.35\%) \times 12月 + 180万円 \times (1\% + 1\%)\} \times 1/2 = \text{約}48.3万円$
- ・改正後 $\{(30万円 \times 12月 + 180万円) \times (8.2\% + 13.58\%)\} \times 1/2 = \text{約}58.8万円$

負担 +10.5万円

Bさん（月給40万円、賞与年間60万円・・・賞与が月給の1.5ヶ月分）

- ・現行 $\{40万円 \times (8.5\% + 17.35\%) \times 12月 + 60万円 \times (1\% + 1\%)\} \times 1/2 = \text{約}62.6万円$
- ・改正後 Aさんと同様の計算により約58.8万円

負担 ▲ 3.8万円

企業の負担も当然
変わります。



Q. 企業の負担も変わるのか？

A. 当然変わります。法定福利費と呼ばれる健康保険料・厚生年金保険料の負担は、いずれも受給者本人と企業の折半であり、給与の支給方法で賞与の比重が大きい企業ほど全体の保険料負担額が増加し、企業負担額も増加することになります。

これまで夏冬の賞与時の負担は賞与支給額の1%程度と数万円で済んでいたものが、賞与支給額の約10%近く増えることとなります。今のうちに負担の増減を試算しておくべきでしょう。

（なかのわたり）



フレッシュ!

私、高岡が事務所に入って十とん年・・・当時(井上を除けば!?)20代だった当事務所の平均年齢は今や30代の後半。

やっとやっと念願の20代前半の意欲ある若者を獲得しましたっ！
名前は高橋太陽です。

つい先日、税理士試験5科目の合格を果たしました。

「今年の9月に就職したばかりの新人、高橋太陽といいます。右も左もわからない状況の中、出来る限りの努力を続ける毎日です。未熟な点が多々あると思いますが、以後よろしく願いいたします。」（本人談）



どうぞ、よろしく願いいたします。

2. 100万円の特別控除

- ① 平成13年10月1日から平成17年12月31日までの間に、
- ② 一年を超えて所有した上場株式等を、
- ③ 証券会社を通じて申告分離課税を選択して売却をした場合、譲渡所得から年間100万円を控除できます。

100万円控除後、譲渡所得が発生する場合、ゼロになる場合にかかわらず確定申告する必要があります。

〔譲渡による収入金額－（取得費＋譲渡費用）－100万円〕×税率

3. 税率の引き下げ

- ① 平成15年1月1日から平成19年12月31日までに上場株式等を、証券会社を通じて申告分離課税を選択して売却をした場合、10%（所得税7%、住民税3%）の税率で課税されます。
- ② 平成20年以降、証券会社を通じて上場株式等の売却をした場合、上記①にかかわらず20%（所得税15%、住民税5%）の税率で課税されます。
- ③ 取引相場のない株式の譲渡、証券会社を通さない株式の譲渡は、上記①②にかかわらず、現行のまま26%（所得税20%、住民税6%）で課税されます。

	平成14年分	平成15年～19年分	平成20年分以降
上場株式等	26%	10%	20%
取引相場のない株式等	26%		

4. 取得費の特例

平成13年9月30日以前から所有していた上場株式等を平成15年1月1日から平成22年12月31日までに譲渡した場合、「平成13年10月1日の時価×80%」を『取得費』として選択する事ができます。

5. 損失の繰越控除

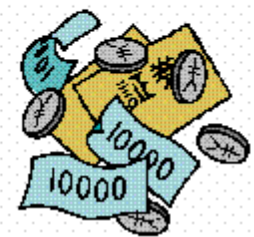
平成15年1月1日以後、証券会社を通じて上場株式等を譲渡した場合、発生した損失は翌年以後3年間、「株式等に係る譲渡所得等の金額」から控除できます。この場合、損失の生じた年だけでなく、繰越控除を受ける年についても確定申告書を提出しなければなりません。

6. 購入金額1,000万円の非課税

- ① 平成13年11月30日から平成14年12月31日までに、購入または払込により上場株式等を取得し、
- ② 平成17年1月1日から平成19年12月31日までに、その上場株式等を売却し、
- ③ その売却した上場株式等を記載した特定上場株式等非課税申告書を提出した場合。

(次頁へ→)

確定申告する必要があります。



- ④ 購入金額（売却益ではありません。）で1,000万円までの金額に対応する売却益は非課税となります。

1,000万円の購入金額には、手数料や消費税など取得費用は含まれません。

購入金額は、1,000万円に達するまで、複数銘柄を自由に選択できます。

購入金額1,000万円に達するまでの金額は、年間でなく、平成17年度から平成19年度までの3年間合計の金額です。

新証券税制はわかりにくい。

7. 申告不要制度

この制度は、源泉分離課税が廃止され、上場株式等の管理を証券会社に委託するために設けられた制度です。

- ① 証券会社に専用の「**特定口座**」を開設し
- ② 「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出した場合
- ③ 証券会社が所得税を計算し、売却益から毎月々源泉徴収（所得税15%、住民税5%）され、翌月10日までに証券会社が納付します。

すでに証券会社各社が、平成14年9月から「特定口座」へ委託する上場株式等の受付をしています。当初は平成14年12月31日までが移管の期限でしたが、改正により平成15年12月31日まで延長されました。

「特定口座」は上場株式等の譲渡益を計算するための口座です。「保護預り口座」と取り扱いが違います。「特定口座」は、各証券会社について1口座しか開設できません。

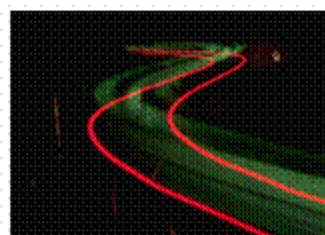
また「特定口座」の開設するためには、証券会社へ届出書を提出しなければなりません。この「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出した場合には、証券会社が源泉徴収することによって納税が完了します。

しかし、前述の**2. から5. の特例措置**を受けるため、あるいは、源泉徴収によって払いすぎた税金の還付を受けるためには確定申告が必要となります。確定申告にあたっては、証券会社から発行される「年間取引報告書」が必要となります。

また、**6. の特例措置**（購入金額1,000万円の非課税）は「特定口座」へ預けた上場株式等を譲渡する直前までに「一般口座」へ移さなければ、非課税の適用は受けられません。

新聞等の報道では「新証券税制はわかりにくい。」とされています。しかし、現在所有している上場株式等をいつ頃売却するか。また、これから購入する予定の上場株式等があるのか、それらをいつ頃何株売却するか等、売却の時期を押さえれば、難解とされている新証券税制も身近に感じられてくることと思います。

（おぬき）



会社名

この11月1日から、法人名の商業登記にローマ字が使えるようになりました。

そのほか、アラビア数字、「**・**（カンマ）」「**・**（中点）」「**-**（ハイフン）」や「**&**（アンド）」なども使えるようになっています。

登記上の制約で定款と登記簿が違っていた場合は「訂正」の登記で、それ以外は社名変更でローマ字やこれらの記号を入れた社名に変更が出来ます。

詳しいことはご相談ください。

三軒茶屋

～都会のようで、都会でない街～

下見 佐和子 (12Pに紹介記事あり)

この頃、洗濯機に冷蔵庫と電化製品が立て続けによく壊れます。何でかなって考えたら、それもそのはずここ三軒茶屋で一人暮らしを始めてもう十年。

生まれは杉並区、育ちは横浜市、そして今は三軒茶屋です。

田舎のない私にとってふるさとはどこ？と聞かれたら、やっぱり親元を離れて暮らしているここ三軒茶屋かな？・・・

峠のふくろう通信、初登場の下見です。灼熱の7月に山下事務所に入ったばかりの新人です。今日は私のふるさと、世田谷区は三軒茶屋をご紹介します。



三軒茶屋（通称；三茶）は、山手線渋谷駅から東急の田園都市線（地下鉄）で2駅目、この田園都市線の上が国道246号で、それも2階建て、さらにその上を首都高速3号線が走っているの、細かくいえば、地下道もいちおうあるので全部で5階建て構造。ビックシティです（交差点付近だけ・・・）。忘れてはならない存在、レトロな路面電車世田谷線の始発駅でもあるんですよ。

三軒茶屋という地名は、その昔江戸時代に神奈川県丹沢の大山にある阿夫利神社へ雨乞いに行く大山詣の本道（今の世田谷通り）と近道（今の国道246号）の分岐点に信楽、角屋、田中屋の三軒の茶屋があった事に由来します。そしてこの分岐点こそが今の三軒茶屋交差点。そこで道が分岐していたからこそ発展した、そんな町です。

なにぶん江戸時代からの町ですから下町です。昔ながらの商店街。学生さんが多いせいか物価が安い。ラーメン屋と定食屋のひしめく僅か15メートルばかりのすすらん通り、目の前の一番はあるだろう鉄板で焼くお好み焼き屋さん、何だか知らないけれども駅のすぐ裏にある小さなつり堀（金魚がつかれるらしい。結構若いカップルが多い。）。ビルの外壁にゴリラが張り付いている思わず目を引いてしまうビル等々。

そういえば三茶カーニバルという本場リオも真っ青な、とってセクシーで派手なお姉さん達が踊り狂う、カメラ小僧必見のサンバパレードもあるんですよ。



こんな三茶ですが、平成8年三軒茶屋市街地再開発事業の一環で、世田谷区と東急が共同で商業施設、公共施設、オフィスフロアからなる26階建（超高層？）複合ビル、にんじん色したキャロットタワーがオープンしました。パブリックシアターなる劇場まであります。

私、下見の一押しは、26階の展望ロビー（もちろん無料）。晴れた日には、富士山はもちろん、横浜ベイブリッジ、新宿高層ビル、そして私の住むマンションまで360度の眺望です。

夜景なんて素敵な彼とのデートには打ってつけ。ちなみに、世田谷区が経営しているとってもリーズナブルなレストラン、スカイキャロットも併設されています。



都会のようで、都会でない。人情味の溢れる町。それが三軒茶屋。玉ねぎ一つを一人暮らしは寂しいねと笑顔で売ってくれる商店街のおばちゃん達。そんなおばちゃん達の笑顔に元気づけられ、明日もがんばり！と思わせてくれる。それが、私のふるさと、三軒茶屋です。

C. I. ……!?

コーポレートアイデンティティ、会社のロゴやマークでアピール力を高めようということが一時期言われ、山下事務所もふくろうマークや山下久康税理士事務所という「字体」を決めたりといったことをしました。

以前も紹介しましたが、習志野市にある朝日新聞の販売店、習志野販売株式会社(鈴木喜代秋社長)さんのロゴマークでもある「あさまるくん」が地域の方々、特に子供たちに受け入れられ、大変評判がいいようです。

あさまるくんの似顔絵コンテストや塗り絵コンクールなどには、会社が予想していた何倍もの応募が届いて、地域住民の皆様との交流に一役も二役もかっています。

不景気が続く中、経費節減は大切ですが、こんな時こそ、C. I. について検討をしたり、ホームページを作ったり、何かひとつ新しいことにチャレンジしてみませんか？



習志野販売㈱のあさまる君



山下事務所のふくろう君

現場見聞録

職人の仕事

有限会社 河合木工 編

先日、(有)河合木工さんの作業現場にお邪魔しました。(有)河合木工さんは御兄弟3人で主に家具類の製作をなさっています。今回はその仕事の様子を見学させていただくことになりました。



今回の依頼は「本棚」です。依頼主のお宅では本棚とそこに一緒に置いてあるパソコン類の整理がつかず、また本棚自体も居間にあるため、来客時に隠すこともできずに困っている、とのことでした。この問題を一挙に解決するため、大型の棚を作り書籍類とパソコン関係とそれに電話、FAXをも中に収めてしまい、外側には戸袋に収納できる扉を備え、これらを使わない時は隠せるようにする、という棚を作ることになりました。

依頼主との打合せと現場の採寸が終われば、図面を起こして部材の加工に入ります。

今回は完成した製品を納品するわけではなく、工場で作ったのちに、それらを現場にて組み立てる、という計画です。

早朝、依頼主宅に部材が運び込まれます。少々細工があるとはいえ、本棚にしては意外な量でした。このとき完成した部材を初めて見たのですが、骨組の角材ひとつとっても、ただ切り落としただけの角材ではなく、きちんと



ホゾを噛合わせたしっかりしたものでした。見えないところにも丁寧な仕事がされています。

作業を開始してしばらく経つと、概ね完成時の姿が想像できるようになります。この棚は上中下の3段構造になっています。上段、中段、下段に分けて組み立て、さらにこの3つを重ねてゆきます。かなり頑丈な造りです。なるほど少々材料が多いわけですね。



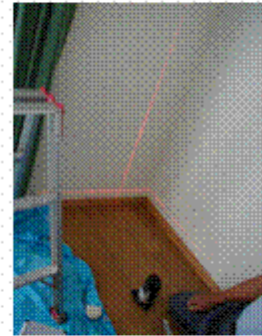
さて、これから各段を重ねて、いよいよ本棚らしくなってゆくのですが、このままでは電源の取り口であるコンセントが本棚で隠れてしまいます。そこで、この本棚は各所にコンセントを配置して、そこから電源を確保できるようにしています。これなら各種電気製品の配線もスッキリしますね。

また、ただ単純に箱を重ねるだけではありません。棚の背面に突き出たネジのような部分を作り、壁に差し込んで固定してしまうのです。もちろん



ん壁にもネジ穴のような部分を作るのですが、正確に穴を作らないと棚が歪んでしまいます。まず、壁に基準となるまっすぐな線を引くのですが、この時使った道具が「墨壺」です。とはいえ、大工さんが昔から使っていたのとは違うようです。

墨壺は墨を塗った糸をぴんと張り、ぱちんと弾いて線を引く道具ですが、ここに登場したのは真っ赤なレーザー光線でした。この現代版墨壺は赤い光線が墨のかわりというわけです。この機械だけは金槌などの道具とは一線を画して、大切にジュラルミンケースに入れてありました。こうして本棚は少々地震でも倒れたり、崩れたりする心配が無くなりました。



本棚としての主要な部分が出来上がれば、細かな作業に移ります。扉を中段部分に取り付けます。そして兄弟3人での開閉チェック。さすがに厳しいものです。あとは各棚に仕切り板をはめ込んで、これで完せ…あれ？まだ終わりではないようですね。

この本棚は、ほぼ壁一面を覆う大きさですが、左右、天井部分に僅かにスキマができています。これをあらかじめ用意してある端材をその場で加工して、ぴったりと塞いでしまいます。ただの本棚とは、ちょっと違いますね。



完成した本棚は、色も周りの家具と同様にしており、壁一面にぴったりハマっている姿は最初からそこにあつたかのような佇まいです。

依頼主さんはこれで満足そうでしたが、河合さん達はアチコチ叩いたり、磨いたり、扉を開け閉めしたり、と帰り間際まで厳しい目を光らせておられました。

この日は私にとって職人の仕事を間近で見ることができた貴重な体験でした。え？見ていただけかって！？すみません…私は何の手伝いもせず、ずーっと写真を撮っていただけでした…。 (どうし)



家具・造作のご用命は…

有限会社 河合木工

Tel : 03-3761-0357 Fax : 03-3763-1922

ほっと、

ニュース！

この夏に入った下見佐和子が税理士登録を済ませました。以前の会計事務所もTKCでしたし、仕事はベテランですが、山下事務所に来てさらなる成長をしようと意欲満々の中で、税理士という責任ある立場になりました。

皆様の厳しくも暖かいご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。



山下久康税理士事務所

東京都品川区上大崎3-1-5
目黒駅東口ビル10階

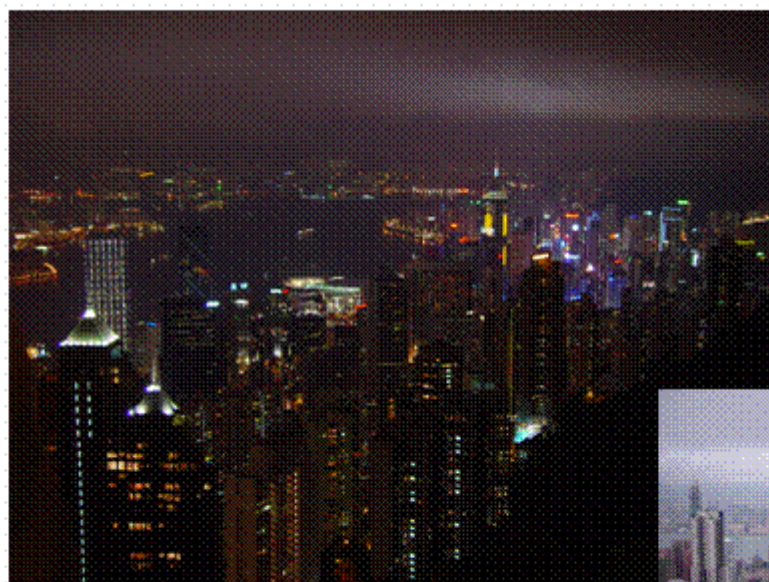
電話 03(3441)3041

FAX 03(5421)7085

<http://www.fukurou.net/>

都市の夜景 第9回 香港

はい、今回はついに世界三大夜景のひとつ香港の夜景です。
もう、なんにも言うことはありません。
ただただ、息を呑む美しさでありました。



編集後記



「ずいぶん寒い日だなあ、もう冬だな。」なんて思っていたら、その日は東京で雪が降りました。もう年の瀬なんですね。

今年を振り返るとふくろう通信はたったの3号しか発行できませんでした。これは最近では前代未聞のこと、深く反省しております。いつも楽しみにくださっている方々には、本当に申し訳ありませんでした。

年の瀬に後悔や反省をするのはイヤものです。来年は「ああ、いい年だったなあ。」と思えるようにカンパルぞっ！ (でうし)